

液化石油ガス法施行規則関係技術基準（KHKS0739）の改正について（案）

平成18年12月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨

高圧ガス保安協会では、平成15年度から平成17年度において、経済産業省委託事業「バルク供給システム技術基準性能規定化調査研究」を実施してきたところである。本調査研究の成果物として、バルク供給・充てん設備に係る技術基準（液化石油ガス法施行規則及びバルク告示）の性能規定化案を作成した。この時の性能規定化に係る主な基本方針は次のとおりであった。

- イ. 液化石油ガス法施行規則（省令）は、定性的要求事項を中心とした規定内容とし、具体的な手法、構造、仕様等は可能な限り規定しない。
- ロ. 例示基準は、現在のバルク告示との整合が図れる場合はバルク告示の規定内容をそのまま移行し、実証実験等で明確になった事実があれば、それを反映する。

本調査研究の成果を踏まえ、今後は経済産業省において、バルク供給等に係る技術基準の改正が行われる予定であり、性能規定化された場合には、技術基準に規定された性能を満たす一例として経済産業省から例示基準が示されるとともに、当該例示基準以外の基準であっても、技術基準に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、技術基準に適合するものと判断されることになる。

このため、高圧ガス保安協会では、バルク供給に係る技術基準の性能規定化に対応できるよう、「液化石油ガス法施行規則関係技術基準」（KHKS 0739）の改正をあらかじめ行うこととした。

なお、改正により新たにKHKS 0739に追加される基準は以下のとおりである。

- バルク貯槽を腐しよくから保護するための塗料（案）
- 無溶剤加熱硬化型エポキシ樹脂及び無溶剤常温硬化型エポキシ樹脂に係る塗料及びその維持管理（案）
- ポリウレタン樹脂に係る塗料及びその維持管理（案）
- FRP二重殻構造に係るバルク貯槽の施工方法及び維持管理（案）
- 地盤面上に設置するバルク貯槽に係る基礎の設計及び施工（案）
- 地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等（案）
- バルク貯槽を貯槽室に設置する場合の方法（案）
- バルク貯槽の半地下埋設方法（案）
- 埋設式バルク貯槽のコンクリートコーティング構造（案）

2. 検討経緯

バルク関係基準分科会（主査 澤俊行 広島大学教授）において、KHKS 0739の改正案を以下のとおり審議した。

【審議経過】

- ①平成18年 5月 9日：第1回バルク分科会
○改正案の作成方針の確認
- ②平成18年 6月27日：第2回バルク分科会
○第1次原案の審議
- ③平成18年 8月 8日：第3回バルク分科会
○第2次原案の審議
- ④平成18年10月 3日：第4回バルク分科会
下記3案の承認
○バルク貯槽を腐しよくから保護するための塗料（案）
○バルク貯槽の半地下埋設方法（案）
○無溶剤加熱硬化型エポキシ樹脂及び無溶剤常温硬化型エポキシ樹脂に係る塗料及びその維持管理（案）
- ⑤平成18年12月 5日：第5回バルク分科会
下記6案の承認
○地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等（案）
○バルク貯槽を貯槽室に設置する場合の方法（案）
○埋設式バルク貯槽のコンクリートコーティング構造（案）
○ポリウレタン樹脂に係る塗料及びその維持管理（案）
○地盤面上に設置するバルク貯槽に係る基礎の設計及び施工（案）
○FRP二重殻構造に係るバルク貯槽の施工方法及び維持管理（案）

3. 今後のスケジュール

- ①書面投票（15日間）
 - ②液化石油ガス規格委員会で承認後パブリックコメントを実施（1ヶ月間）
 - ③技術委員会委員によるテクニカルレビュー、プロセスレビュー
- なお、これら基準承認後の施行時期については、省令の公布・施行時期を考慮する。